

モビリティと交通の新時代を創る議員の会 (MaaS 議連)
決議 ~~(案)~~

MaaS は、各利用者の移動の付加価値を高めることができるとともに、高齢者の交通手段の確保や移動需要の創出など地域における様々な課題に対する解決策となる可能性があるうえ、新型コロナウイルス感染症への対応として、移動に関して得られるデータを最大限活用し、感染拡大防止と公共交通の運行確保を両立させる可能性を有しており、その推進に係る必要性は今まで以上に高まっている。

しかしながら、MaaS をはじめとする新たなモビリティサービスを担う地域の公共交通事業者をめぐる環境は、ますます厳しいものとなっている現状を踏まえ、MaaS の普及には、交通事業者や地方公共団体等の地域の関係者による不断の自助努力に加え、国の積極的な支援措置が必要不可欠である。

このため、政府は、令和3年度予算等において、下記事項を確実に実施すべきである。

記

1. 複数の公共交通や移動手段だけでなく、医療、小売り等の目的地におけるサービスとも連携し、利用者に付加価値のある移動を提供し、地域課題の解決に資する先進的な MaaS の取組について、地域公共交通活性化再生法に基づく新モビリティサービス事業計画の枠組みも活用しながら支援の充実を図ること。
2. MaaS をはじめとする新たなモビリティサービスを、都市や地方のあらゆる地域でだれもが活用できるよう、十分な予算の確保を含め、速やかな全国への普及に向けて必要な取組を確実に推進すること。特に、公共交通サービスの維持・確保が喫緊の課題となっている地方部や過疎地域においても円滑な導入が図られるよう、国が積極的に周知やノウハウの支援を行うこと。
3. MaaS を提供するために不可欠な交通情報のデータ化について、地域における中小の事業者等も対応できるよう支援の充実を図るとともに、MaaS の関係者によるデータ連携が円滑に行われるよう、「MaaS 関連データの連携に関するガイドライン」(令和2年3月国土交通省)の活用を積極的に図ること。
4. 新型コロナウイルス感染拡大を予防するための「新たな生活様式」に対応した、安全・安心な公共交通の運行を確保するため、新技術やデータを活用し、混雑回避や分散利用の促進に資する取組に対する支援の充実を図ること。
特に、令和二年度第二次補正予算案において計上されている、地域公共交通における感染拡大防止対策について、地域の移動ニーズの変化に対応しつつ、必要とする交通事業者に的確な支援を行うとともに、地方自治体が地方創生臨時交付金等を活用して行う MaaS 等を取り込んだ新たな地域交通体系の整備に係る取組について、積極的に支援や助言を行うこと。
5. 過疎地域等地方における移動手段の確保や運転者不足への対応に加え、新型コロナウイルス感染拡大の予防としても重要性が高まっている、無人自動運転移動サービス等の自動運転システムについて、早期の実現・普及に向け、必要な取組を国が積極的かつ強力で推進すること。

電動キックボードの普及に向けた規制緩和等に関する提言（案）

令和2年6月11日
自由民主党 MaaS 議員連盟
マイクロモビリティ PT

電動キックボードは、欧米を中心に、手軽な交通手段として近年急速に普及しており、日本でも、ラストワンマイル問題を解決する手段の一つとして、その普及が期待されている。さらに、足下においては、新型コロナウイルス感染拡大を予防する「新しい生活様式」を定着させていくことが求められている中、オープンエアーで一人乗りの電動キックボードは、いわゆる「三つの密」を避ける有効なモビリティである。

しかしながら、日本では、電動キックボードが、道路交通法及び道路運送車両法（以下「現行規制」という。）において「原動機付自転車」と位置付けられるため、道路運送車両法に基づく保安基準を満たした上で、道路交通法上、運転免許証を携帯し、かつ、ヘルメットを着用する場合に限り、公道走行が認められることとなっており、また、走行箇所も車道に限定されている。

こうした現行規制が新たな交通手段にそぐわないものとなり、電動キックボードのようなこれからのモビリティの普及を妨げているような場合は、安全性と利便性のバランスを十分考慮した上で、規制を緩和することが必要であるとの考えの下、関係省庁に以下の対応を求める。

記

- 欧米並みの電動キックボードの普及を目指し、警察庁、国土交通省、経済産業省等の関係省庁が緊密に連携し、支援するとともに可能な限り早期に規制緩和を実現すること。
- 電動キックボードのシェアリングに関し、本年秋頃より、電動キックボードが自転車専用通行帯を含めた公道で走行できるよう、生産性向上特別措置法（規制のサンドボックス制度）に基づく実証等を踏まえた上で、関係省令及び告示について、産業競争力強化法に基づく規制の特例措置を講じること。
- 電動キックボードを更に普及させるため、上記の特例措置の状況を踏まえ、安全の確保に留意しつつ、国家戦略特別区域法に基づく運転者の要件、安全確保装置、走行場所等に関する特例措置について、令和3年前半目途に結論を得ること。

以上